

社会福祉法人松井田福社会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、松井田福社会の役員等に対する報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員

(報酬)

第3条 松井田福社会の役員等の報酬は、別表1のとおりとする。

2 松井田福社会の職員が、前条に定める役員に就任した場合には、報酬は支給しない。

(支給方法)

第4条 第3条第1項に定める報酬については、その都度支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等の職務のため旅行、又は出張したときは、費用弁償として旅費を支給するものとする。

2 前項の規定により支給する旅費は、松井田福社会旅費規程に基づき支給するものとする。

3 第2項の既定にかかわらず、理事長が法人事務局の求めに応じ専決決済事項に係る職務のため来所する場合の旅費は、別表2のとおりとする。

附 則

この規程は、交付の日から施行し、平成23年5月10日から適用する。

別表1(第3条関係)

区 分	報 酬	
理 事	会議出席1回につき	7,000円
監 事	会議出席1回につき	7,000円
評 議 員	会議出席1回につき	6,000円
各 役 員	入札立会等	2,000円

別表2(第5条関係)

区 分	旅 費	
理 事 長	専決決済職務1回につき	2,000円